

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	480/210V原子炉建屋モータコントロールセンタ(B)において、制御回路試験用プラグ電源コンセントの極性に逆接続(1箇所)が認められたため、当該コンセントに使用禁止表示取り付け及び対応検討。	D	
2	1号機	主タービン第1軸受温度記録計において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該検出器用ケーブル及び記録計を点検。	D	
3	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM 32-57D)の「高」ランプが点灯し、即消灯したことから、当該モニタに不良が考えられるため、当該モニタをバイパス。	D	
4	3号機	工具管理センターの標準ノギス1台の校正時、深さ測定バーの曲がりにより測定不能が認められたため、影響評価及び廃棄。	D	
5	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)出口流量調節弁用アクチュエーター点検において、マメゲージ2個(空気供給・出力圧力用)に指示値不良(ひっかかり)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	
6	4号機	復水器連続洗浄装置及び復水脱塩装置用金属箱点検時、計装系空気元弁継手部2箇所から空気の漏えいが認められたため、当該空気元弁を補修。	D	
7	4号機	主タービン組合せ中間弁点検において、駆動部固定ピンにかじり傷が認められたため、当該固定ピンを交換。	D	
8	4号機	主復水器連続洗浄装置のボール循環ポンプ封水圧力調節弁前ストレーナ点検において、弁蓋、弁箱内部に腐食及び網に変形が認められたため、当該弁・網を交換。	D	
9	4号機	主復水器連続洗浄装置のボール循環ポンプ封水圧力調節弁前ストレーナドレン弁点検において、弁箱内部に腐食が認められたため、当該弁を交換。	D	
10	4号機	主蒸気隔離弁の漏えい率試験(プラント停止時)において、主蒸気隔離弁間の加圧配管元弁及び主蒸気隔離弁出口側配管ドレン弁(3台)にシートパスが認められたため、当該弁を点検。	D	
11	4号機	主復水器連続洗浄装置のボール循環ポンプ封水圧力調節弁後弁点検において、弁体、弁蓋、弁箱内部に腐食が認められたため、当該弁を交換。	D	
12	4号機	主復水器連続洗浄装置のボール循環ポンプ封水圧力調節弁前弁点検において、弁体、弁蓋、弁箱内部に腐食が認められたため、当該弁を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	試料採取系排風機出口試料採取ラックサンプルポンプにおいて、同ポンプの吸込弁が閉まったまま運転したことから、同採取ラック空気加熱用ヒータが停止する事象が認められたため、当該ポンプを停止、対応検討。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353